

## 1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子ども身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

このことから、本校では、これまでの「いじめの未然防止」「いじめの早期発見・早期対応」「いじめの再発防止」等の取組をさらに充実させ、本校の教育に携わる全ての関係者（保護者、地域住民、関係機関等）と一体となって取り組んでいくために、基本的な方針を定める。

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法第2条より

### ※ 文科省「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定より新しく加味された事項

いじめへの対処方法として、状況に応じて、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。但し、いじめであるため、学校のいじめ対策組織への情報共有は当然必要となる。

例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を、再び築くことができた場合、等々。

- いじめは、いかなる理由があろうと決して許されない行為であり、どの児童にも、どの学校においても起こり得るもので、また、どの児童も、被害者にも加害者にもなり得るものであるという認識に立つ。
- 学校生活内外のあらゆる場面や機会を捉えて、児童の僅かな心の動きやサインを見逃さないという強い意識を持つ。
- 望ましい人間関係の中で、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感が育まれる学校づくりに取り組む。
- いじめの被害者の安全確保を前提とした迅速な対応を行い、全教育活動の機能を生かして、いじめの根絶に取り組む。
- 学校全体で組織的に対応することはもとより、家庭や地域、関係者等が一丸となっていじめ防止・根絶に取り組む。

## 3 いじめの防止等のための指導体制・組織

### (1) 校内いじめ対策委員会の設置

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、当該担任等で構成し、対応に当たる。また、重大事案等の場合は、学校いじめ防止等対策委員会を開催し、対応に当たる。

### (2) 校内いじめ対策委員会の役割（定期開催：年3回／学期末に1回）

- ア 年度初めに、学校や家庭、地域等に向けて、本校の「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員や保護者、地域住民の理解と協力を得る。
- イ 本校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組を企画・実施するとともに、進捗状況の確認を行い、状況に応じて修正・改善等を行う。
- ウ 年度末には、学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策についての検証を行い、次年度に向けた改善策を検討する。

#### 4 いじめの防止等に関する具体的な取組

##### (1) いじめの未然防止の取組

###### ア 学級経営の充実

児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高め、互いのよさを認め合う支持的風土を醸成するために以下のことに取り組む。

- ① Q U検査の結果から、児童や学級の実態を十分に理解し、学級経営の工夫改善に生かす。
- ② 班活動や各種行事を通して、児童一人一人の出番がある学級経営を行う。
- ③ 個に応じたきめ細やかな指導を通して、児童一人一人のよさや努力を認め、自己肯定感を高め、育成する授業づくりを行う。
- ④ 学級活動や生活集会等を通して、集団生活のルールの意義を理解し大切にしようとする態度、さらには、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

###### イ 人権・道徳教育の充実

- ① 道徳の時間を通して、命を大切にする心、相手を思いやる心、公共心、公德心等の醸成を図る。
- ② 人権集会や人権週間の企画・運営に、児童が主体的に関わる場面や機会を設けることで人権意識を高め、自他を大切にしようとする心情・態度を養う。

###### ウ 体験活動による地域交流の充実

- ① 学校と地域が融合した「命を実感し、今生きていることに感謝し、感動する」多様な体験活動を推進する。
- ② 地域住民との交流を通して、児童一人一人の自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、社会性を育み伸ばしていく。

##### (2) いじめの早期発見の取組

###### ア 相談体制の整備

###### ① 担任による相談体制

- ・ 日常の学校生活の中での児童観察を充実させ、児童の僅かな心の動きやサインを見逃さない。気になる子がいた場合は、適宜面談を行う。
- ・ 定期教育相談週間を設け、全児童を対象とした個人面談を実施する。気になる状況があれば、保護者、教職員、スクールカウンセラー等により情報を共有する。
- ・ 年度初めの家庭訪問や、夏季休業中の保護者と担任との個人面談を実施し、学校や家庭での様子について情報交換を行うとともに、信頼関係を構築し、いつでも相談できる雰囲気醸成する。
- ・ 「1日観察日」を職員の共通理解のもと設定し、児童の変化に気づく機会とする。

###### ② スクールカウンセラーや他の関係機関による相談体制

- ・ 「教育相談だより」により、スクールカウンセラーによる面談の日程を児童・保護者に周知する。
- ・ いじめ相談電話等の外部相談機関を紹介し、児童が様々な機関で相談できる体制の周知に努める。

## イ いじめに関するアンケート調査

いじめの早期発見のために、5月、10月には「心のアンケート調査」を実施し、6月、12月には「いじめアンケート調査」を実施する。実施後、いじめ、もしくは、いじめの疑いがみられた場合は、直ちに教育相談を行い、事実確認を行う。

6月と12月については、「いじめ防止強化月間」として、保護者と地域と連携して取り組む。

## 5 いじめ事案への対応

### (1) いじめ発生時の対応

#### ア いじめの覚知

通報や相談、観察等により、各教職員が、いじめ、あるいは、いじめと疑われる事案があった場合は、速やかに管理職に報告する。報告を受けた管理職は、教育委員会に覚知報告を行う。

#### イ いじめの認知

覚知後、対策委員会を開催し、いじめの事案を確認するための調査を行い、いじめの定義に従い、認知の判断をする。

いじめを認知した場合は、対策委員会で調査方法、被害・加害児童・保護者への対応を協議し、その方針を校長が決定し関係者に指示する。さらに事案の状況に応じ、スクールカウンセラーや主任児童員等を加えた拡大対策委員会を開催する。

また、指導体制や対応方針については、関係保護者と情報共有を行うとともに、認知後1週間を目途に教育委員会に認知報告を行う。

なお、認知したいじめが既に終息したものであれば、担任等により被害・加害児童への指導等を行い、管理職にその内容を報告する。

#### ウ いじめを認知した場合は、直ちにいじめをやめさせ、被害児童の安全確保を前提とした迅速な対応を行う。

#### エ 情報の記録及び共有

各教職員は、教育現場における安全管理の手引き及び危機管理マニュアルに従い対応するとともに、いじめに係る情報を適切に記録し共有する。

#### オ いじめの被害児童のケアは、教育相談担当や養護教諭、スクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携して対応に当たる。

#### カ 事実確認により判明した情報は、適切に被害・加害児童の保護者へ提供する。

### (2) 重大事態への対応

#### ア 重大事態とは

- ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② 児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

いじめ防止対策推進法第28条より

#### イ 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告するとともに、連携して事案に対応する。

## 6 いじめ再発防止の取組

いじめの再発を防止するために、いじめを受けた被害児童・その保護者に対する支援と、いじ

めを行った加害児童への指導とその保護者への助言を継続して行う。

【「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）より】

（最終改定 平成29年3月14日）

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 7 校内研修の充実

- 年度当初に、気になる児童等についての情報交換会を実施する。また、いじめの早期発見・早期対応に関する共通理解を図るための研修を学期のはじめに実施する。
- 夏季休業中に、いじめ問題に関する事例研究や児童生徒理解力を高める研修を実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門家を講師に招聘し、教職員の実践的指導力の向上を図る。
- ネット上で起こるいじめ問題への対応、情報モラル教育の進め方等、現代のいじめについての知識や対策について理解を深める研修を行う。

## 8 取組体制の点検及び評価

- 学校評価の活用  
学校評価に共通評価項目として設定している「いじめ問題への対応」について、評価の観点・具体的目標・具体的方策を設定して取り組む。年度末に評価を行い、次年度に向けた取組の改善に生かす。
- 学校評議員会・学校関係者評価委員会等の活用  
年度当初に、学校評議員会や学校関係者評価委員会等において、本校のいじめ防止基本方針や具体的な取組内容等について説明し理解を求める。年度末には、取組状況や次年度への課題等について意見を聴き、次年度への取組の改善に生かす。